

指名競争入札要領

(目的)

第1条 特定非営利活動法人G I F Tの行う令和5年度ひとり親家庭支援センター相談管理システム構築委託業務の指名競争入札の取扱いについては、この要領の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 指名競争入札に参加することができる者は、ひとり親家庭支援センター相談管理システム構築委託業務の入札参加者として指名された者（以下「入札参加者」という。）とする。

(入札の基本事項)

第3条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に質疑があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
・メールにての質疑応答：令和5年9月11日（月）～令和5年9月22日（金）17時まで。【専用メールアドレス nyuusatu@npo-gift.com】
- 3 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は、辞退したものと取り扱うものとする。
- 4 入札者は、入札執行中は入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡をとってはならない。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 5 入札時間を過ぎても指示に従わず、故意に投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。

(公正な入札の確保)

第4条 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

第5条 入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、所定の様式による入札書により入札しなければならない。

- 2 入札者が代理人であるときは、委任状を提出し、その確認を受けた後でなければ入札することができない。
- 3 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。
- 4 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- 5 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

(入札者の辞退)

第6条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送もしくはメール

添付すること。(どの手段であっても入札日の前日17時までに到達するものに限る。)

- (2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届を、入札を執行者に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 不正行為があつた入札
- 2 入札参加者の記名及び押印(代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印)を欠く入札
- 3 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- 4 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取つた入札及び不鮮明な入札
- 5 その他入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- 1 入札に参加する資格のない者のした入札
- 2 委任状を持参しない代理人のした入札
- 3 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- 4 所定の入札箱に投かんしない入札
- 5 明らかに談合によると認められる入札

(入札執行の延期等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不隠の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

(落札者の決定方法)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者が立会人として参加している場合は、その者がくじを引くものとする。また、立会人のない場合もしくはくじを引かない者がある場合は、入札執行事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第11条 開札した場合において、落札とするべき入札がないときは、再度の入札を行う。

- 2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。
- 3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 第6条の規定により辞退したとき。
 - (2) 第8条の規定により失格とされたとき。
- 4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の入札は、辞退の意思表示があつたものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。

- 5 再度入札（合わせて3回）を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次随意契約の交渉を行うことがある。
- 6 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の制限範囲で随意契約を行うことがある。

（契約金額）

第12条 契約金額は、入札書に記載される金額に、その10%に相当する金額を上乗せしたものとす。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には、契約時における消費税の端数処理を行わず、請求時の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（契約の確定）

第13条 契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

（入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合）

第14条 入札前に談合情報が寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行なう。

- 2 落札後に談合情報が寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められる場合には、落札者であっても契約を締結しない。

（異議の申立て）

第15条 入札者は、入札後にこの要領又はあらかじめ示された仕様書、その他あらかじめ示した契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。